

名 称		御前南・中谷地地区計画																																						
位 置		郡山市大槻町字御前、字小仲針生、字前林及び字芦久根の全部 静町の一部 大槻町字下衛門田、字原田西、字室ノ木北、字人形坦、字清水内、字人形坦東、字清水内向、 字西荒久、字東台、字東阿良久、字日向、字御前東、字花輪、字谷地、字中谷地及び字辰巳 田の各一部																																						
面 積		約 67.0ha																																						
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標		当地区は、本市の中心部より南西約4.5kmに位置し、地区内を一級河川南川が流れている。 現在、土地区画整理事業が施行されており、良好な住宅地としての形成を図るため、本計画により地区施設の配置を定め、不良な街区の環境形成を防止することを目標とする。																																					
	その他当該地域の整備・開発及び保全に関する方針		周辺地域と調和のとれたまちづくりを行うため、幹線道路に接する地区は一般住宅地区としての中層の土地利用を図る。その他の地区は、専用住宅地区としての用途の純化を図り整然とした街並みを形成する。 地区施設については、区画街路(10m、9m、6.5m、6m、5.5m、4m)、及び公園を適正に配置し整備する。 建築物等の整備の方針について、専用住宅地区においては、閑静な専用住宅地として、良好な居住環境の形成を図り、一般住宅地区については、住民の利便性を考慮し、住宅のほか店舗・事務所等の立地のできる一般住宅地として、スペース等の適正な確保と緑化を図り、地区全体で調和のとれた居住環境の形成を図る。																																					
地区整備計画	地区施設の配置及び規模		道路																																					
			<table border="1"> <tr> <td>区画街路</td> <td>幅員</td> <td>10m</td> <td>延長</td> <td>約</td> <td>56m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>幅員</td> <td>9m</td> <td>延長</td> <td>約</td> <td>2,020m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>幅員</td> <td>6.5m</td> <td>延長</td> <td>約</td> <td>100m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>幅員</td> <td>6m</td> <td>延長</td> <td>約</td> <td>4,540m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>幅員</td> <td>5.5m</td> <td>延長</td> <td>約</td> <td>60m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>幅員</td> <td>4m</td> <td>延長</td> <td>約</td> <td>360m</td> </tr> </table>			区画街路	幅員	10m	延長	約	56m		幅員	9m	延長	約	2,020m		幅員	6.5m	延長	約	100m		幅員	6m	延長	約	4,540m		幅員	5.5m	延長	約	60m		幅員	4m	延長	約
区画街路	幅員	10m	延長	約	56m																																			
	幅員	9m	延長	約	2,020m																																			
	幅員	6.5m	延長	約	100m																																			
	幅員	6m	延長	約	4,540m																																			
	幅員	5.5m	延長	約	60m																																			
	幅員	4m	延長	約	360m																																			
建築物等に関する事項	地区の区分	地区の名称	専用住宅地区 (第一種中高層住居専用地域 ・第二種中高層住宅専用地域)		一般住宅地区 (第一種住居地域)																																			
		地区の面積	約6.3ha		約14.0ha																																			
	建築物等の用途の制限		次の各号にあげる建築物は建築してはならない。 1 大学、高等専門学校、専修学校、各種学校 2 病院		次の各号にあげる建築物は建築してはならない。 1 ボーリング場、スケート場または水泳場 2 ホテル																																			
備 考																																								

「区域及び地区整備計画の区域は計画図表示の通り」